

海南市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

令和7年5月1日 策定

1 目的

ふるさと寄附金（納税）制度により海南市（以下「本市」という。）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本市の魅力発信・地域振興等につなげるため、寄附者への返礼品提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集について、必要な要項を定めるものとする。

2 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は次の要件を全て満たしていること。

- (1) 市内に本社若しくは事業所（工場を含む）があること。若しくは市内の工場等に製造を委託していること。（単に返礼品提供による利益の享受を期待して参画するなど、返礼品提供事業者の趣旨にそぐわないと判断されるものを除く）
- (2) 海南市税の滞納がないこと。
- (3) 役員等が暴力団員ではないこと。若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) インターネットの環境が整っていること。
- (5) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。

3 返礼品の要件

返礼品は次の要件のいずれかを満たしていること。

- (1) 海南市内で生産されたもの。
- (2) 原材料の主要な部分が海南市内で生産されたもの。
- (3) 海南市内で製造や加工その他の工程の主要な工程が行われ、それに相応の付加価値が生じているもの。
- (4) 海南市内で生産されたものであって、流通の構造上、近隣の市町村で生産されたものと混在が避けられないもの。
- (5) 海南市内の宿泊施設及び観光施設等の利用券等であって、市内の勧誘につながるもの。
- (6) 和歌山県における共通返礼品制度に該当するもの。
- (7) 上記(1)から(6)までの他、平成31年度総務省告示第179号第5条に定める地場産品基

準に適合するもの。

※食料品については、寄附者に返礼品を発送後、一定期間（概ね1週間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、鮮度が高く要求される生鮮食品についてはこの限りではないが、鮮度が保たれた状態で寄附者の手元に届くよう配慮すること。

4 費用負担

返礼品の配送料、決済手数料、サイト利用料などの諸費用は、市が負担する。
ただし、寄附者からの商品の品質等のクレームによる返礼品の回収や再配達等に要する費用は、返礼品提供事業者の負担とする。

5 関係法令の遵守

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品の産地名等を適正に表示すること。
- (2) 市が必要と認めるときは、返礼品提供事業者に対し調査（実地調査を含む）を行うことができる。市から調査の要請があった場合、返礼品提供事業者は当該調査に応じなければならない。
- (3) 返礼品提供事業者は、地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存しなければならない。
- (4) 返礼品提供事業者が、産地名等の産地偽装に関する表示を行った場合、市は取引中止等の対応をとるものとする。また、このことにより発生した違約金、損害賠償に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とする。

6 返礼品提供事業者登録の解除

次に掲げる事項に該当する場合は、返礼品事業者の登録を解除し、取扱いを停止するものとする。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 「2　返礼品提供事業者の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (4) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- (5) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

7　返礼品登録の解除

次に掲げる事項に該当する場合は、返礼品登録を解除し、取扱いを停止するものとする。

- (1)　返礼品提供事業者の登録が解除されたとき。
- (2)　「3　返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3)　国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4)　返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止、又は中止されたとき。
- (5)　登録内容に虚偽があったとき。

8　個人情報の保護

返礼品の発送に係る寄附者の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。返礼品提供事業者でなくなった場合も同様とする。

9　その他

- (1)　本要項に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、市との協議によるものとする。
- (2)　ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合は、要件等を変更する。
- (3)　申請書の内容に変更があった場合は、速やかに申請書を市長に提出すること。